

第14期  
第1回 鳥取市校区審議会

平成30年10月15日(月) 10:00  
鳥取市役所 第2庁舎5階 第1会議室

- 1 開 会
- 2 委 嘱
- 3 教育長あいさつ
- 4 委員自己紹介
- 5 校区審議会についての説明
  - (1) 鳥取市校区審議会条例 P 1
  - (2) 鳥取市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 P 2～P 8
- 6 会長・副会長選出
- 7 会長・副会長あいさつ
- 8 諮 問 P 9
- 9 議事録署名委員の選任 ..... 委員、 ..... 委員
- 10 報 告
  - (1) 過去の審議経過について
    - ① 合併前の答申と校区再編の経過について(第1期～第8期) P 10～P 11
    - ② 合併後の答申と校区再編の経過について(第9期～第12期) P 12～P 13
  - (2) 第13期校区審議会の審議概要について
    - ① 中間まとめについて P 14～P 28
    - ② 答申等について P 29～P 36
    - ③ 教育を考える会設置状況 P 37～P 38
    - ④ 次期審議会への申し送り事項について(報告)(平成30年6月) P 39～P 44
- 11 議 事
  - (1) 校区審議の今後の進め方について P 45～P 48
  - (2) その他
- 12 その他
- 13 閉 会

## 鳥取市校区審議会委員（第14期）

任期：2018年10月15日～2020年10月14日

区分	氏名	所属、職業、住所等	10/15 出欠
学識経験者 (9名)	(新) <small>なんぶ さとし</small> 南部 敏	鳥取市自治連合会（自治連合会会長）	
	<small>はせがわ せいいち</small> 長谷川 誠一	鳥取市小学校校長会（城北小学校校長）	
	(新) <small>なかしま さとし</small> 中嶋 聖	鳥取市中学校校長会（北中学校校長）	
	(新) <small>うえた みつのり</small> 上田 光徳	鳥取市小学校PTA連合会（美和小PTA会長）	
	<small>よしざわ はるき</small> 吉澤 春樹	鳥取市中学校PTA連合会（北中PTA会長）	
	<small>かわぐち ゆみこ</small> 川口 有美子	公立鳥取環境大学環境学部准教授	
	<small>ほんな としまさ</small> 本名 俊正	鳥取大学名誉教授	
	<small>やまだ やすこ</small> 山田 康子	ゆうゆうとっとり子育てネットワーク	
	(新) <small>ふくやま けい</small> 福山 敬	鳥取大学工学部教授	
公募 (3名)	<small>うしお りゅういちろう</small> 牛尾 柳 一郎	無職（北園1丁目）	
	<small>もりもと さゆり</small> 森本 早由里	放課後児童支援員（河原町布袋）	
	(新) <small>たみや さちよ</small> 民家 幸世	自営業（布勢）	

（順不同、敬称略）

事務局	<small>なかむら たかひろ</small> 中村 隆弘	教育委員会事務局次長(兼)教育総務課長(兼)校区審議室長
	<small>いしがみ なおひこ</small> 石上 直彦	教育委員会事務局教育総務課校区審議室主査 (兼)学校教育課指導主事
	<small>おおつぼ むねおみ</small> 大坪 宗臣	教育委員会事務局教育総務課校区審議室主任

○鳥取市校区審議会条例

昭和39年10月19日

鳥取市条例第40号

(設置)

第1条 教育委員会の諮問に応じ、鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校の校区に関する事項を調査及び審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取市校区審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 公募による者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局で処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

〔附則は省略〕

○鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則

昭和59年3月16日

鳥取市教育委員会規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第5条第2項の規定に基づく令第2条に規定する者及び学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒等」という。）の就学学校の指定について、必要な事項を定めることを目的とする。

(通学区域)

第2条 小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域（以下「学区」という。）は、別表のとおりとする。

(入学時及び転学時の学校の指定)

第3条 児童生徒等が入学又は転学するときの学校の指定は、保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する「保護者」をいう。以下同じ。）の住所地の属する学区の学校とする。

(住所地の変更に伴う転学)

第4条 鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、保護者が他の学区に住所の変更を行ったときは、速やかに児童生徒等を新住所地の属する学区の学校に転学させるものとする。

2 前項の規定による転学が、学年の途中であるときは、その学年の終わりまでこれを延期することができる。

(保護者の申立てによる就学学校の変更)

第5条 保護者は、次に該当する場合において、就学学校変更承認申請書（別記様式）にその理由を証するに足る書類を添えて、教育委員会へ提出し、その許可を受けたときは、第3条の規定にかかわらず、児童生徒等を学区外の学校に就学させることができる。

- (1) 児童生徒等の指導監督上必要と認めたとき。
- (2) 児童生徒等の身体の障害又は虚弱のため指定した学校へ通学することが困難と認めたとき。
- (3) 保護者が近い将来他の学区に転居することが確実と認めたとき。

(4) 教育委員会が別に定める鳥取市小規模校転入制度の入学又は転学条件に該当すると認めるとき。

(5) 教育委員会が別に定める学区の変更に伴う移行措置の条件に該当すると認めるとき。

(6) その他教育委員会が必要と認めるとき。

(指定の取消し)

第6条 この規則に違反して就学している場合には、その指定を取り消すものとする。

(委任)

第7条 この規則を実施するため必要な事項は、教育長が別に定める。

[附則は省略]

### 1 小学校

学校名	通学区域
久松小学校	上町、中町の一部、大榎町、庖丁人町、大工町頭、馬場町、江崎町、栗谷町、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目、湯所町一丁目、湯所町二丁目、丸山町（県道伏野覚寺線以北の地区を除く。）
醇風小学校	西町四丁目、西町五丁目、材木町、玄好町、片原四丁目、片原五丁目、本町四丁目、本町五丁目、二階町四丁目、茶町、元魚町三丁目、元魚町四丁目、川端四丁目、川端五丁目、田園町一丁目、田園町二丁目、相生町一丁目、相生町二丁目、相生町三丁目、相生町四丁目、薬師町、西品治の一部、新品治町、寿町、南町の一部
遷喬小学校	尚徳町、掛出町、元大工町、上魚町、片原一丁目、片原二丁目、片原三丁目、鍛冶町、若桜町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、桶屋町、職人町、二階町一丁目、二階町二丁目、二階町三丁目、新町、元魚町一丁目、元魚町二丁目、戎町、川端一丁目、川端二丁目、川端三丁目、元町、寺町の一部
修立小学校	中町の一部、御弓町、立川町一丁目、立川町二丁目、立川町五丁目の一部、吉方町一丁目、吉方町二丁目、吉方温泉四丁目、南吉方三丁目
日進小学校	栄町、弥生町、末広温泉町、永楽温泉町、吉方温泉一丁目、吉方温泉二丁目、吉方温泉三丁目、南吉方一丁目、南吉方二丁目、吉方、寺町の一部

富桑小学校	田島の一部、西品治の一部、行徳二丁目の一部、行徳三丁目の一部、安長の一部
稲葉山小学校	百谷、滝山、小西谷、卯垣一丁目、卯垣二丁目、卯垣三丁目、卯垣五丁目、立川町三丁目、立川町四丁目、立川町五丁目の一部、立川町六丁目の一部
城北小学校	秋里、松並町一丁目、松並町二丁目、松並町三丁目、田園町三丁目、田園町四丁目、青葉町一丁目、青葉町二丁目、青葉町三丁目、安長の一部、商栄町、西品治の一部、田島の一部、丸山町（県道伏野覚寺線以北の地区に限る。）、千代水一丁目、千代水二丁目の一部、千代水三丁目の一部、南安長一丁目の一部、南安長二丁目の一部、南安長三丁目の一部、緑ヶ丘二丁目の一部、緑ヶ丘三丁目の一部
美保小学校	大覚寺、吉成（大路川以北の地区に限る。）、吉成一丁目、吉成二丁目、吉成三丁目、古市、富安、富安一丁目、富安二丁目、興南町、天神町、扇町の一部
賀露小学校	賀露町、賀露町西一丁目、賀露町西二丁目、賀露町西三丁目、賀露町西四丁目、賀露町南一丁目、賀露町南二丁目、賀露町南三丁目、賀露町南四丁目、賀露町南五丁目、賀露町南六丁目、賀露町北一丁目、賀露町北二丁目、賀露町北三丁目、賀露町北四丁目、南隅、晩稲、港町、千代水二丁目の一部、千代水三丁目の一部、千代水四丁目の一部、湖山町東三丁目の一部、湖山町北六丁目の一部
明德小学校	瓦町、今町一丁目、今町二丁目、南町の一部、行徳一丁目、行徳二丁目の一部、行徳三丁目の一部、幸町、東品治町、扇町の一部
倉田小学校	円通寺、西円通寺、八坂、橋本、国安、蔵田、馬場、数津（県道八坂鳥取停車場線以東の地区に限る。）
面影小学校	東今在家の一部、大杓の一部、面影一丁目、面影二丁目、新、雲山（西日本旅客鉄道因美線以西の地区を除く。）、正蓮寺、桜谷の一部
神戸小学校	岩坪、上砂見、中砂見、下砂見
美和小学校	向国安、竹生、上味野、下味野、朝月、源太、赤子田、長谷、倭文、玉津、猪子、横枕
大正小学校	古海、菖蒲、服部、野寺、南安長一丁目の一部、緑ヶ丘一丁目の一部、徳尾の一部
東郷小学校	高路、有富、中村、篠坂、西今在家、北村、本高

明治小学校	河内、槇原、松上、細見、上原の一部、尾崎の一部
世紀小学校	上原の一部、尾崎の一部、上段、下段、大塚、野坂、宮谷、大楠、嶋、徳尾の一部、徳吉、里仁、桂見、布勢、高住、良田、岩吉（西日本旅客鉄道山陰本線以北の地区を除く。）、五反田町、南安長二丁目の一部、南安長三丁目の一部、緑ヶ丘一丁目の一部、緑ヶ丘二丁目の一部、緑ヶ丘三丁目の一部
湖山小学校	湖山町北一丁目、湖山町北六丁目の一部、湖山町東一丁目、湖山町東二丁目、湖山町東三丁目の一部、湖山町東四丁目、湖山町東五丁目、湖山町南一丁目、湖山町南二丁目、湖山町南三丁目、湖山町南四丁目、千代水二丁目の一部、千代水四丁目の一部、足山、岩吉（西日本旅客鉄道山陰本線以北の地区に限る。）
末恒小学校	小沢見、白兔、内海中、伏野、三津、美萩野一丁目、美萩野二丁目、美萩野三丁目、美萩野四丁目、美萩野五丁目
米里小学校	越路、久末、古郡家、美和、東大路、中大路、西大路、雲山（西日本旅客鉄道因美線以西の地区に限る。）
津ノ井小学校	弥宜谷、香取、紙子谷、広岡、船木、海蔵寺、桂木、生山、津ノ井、杉崎、南栄町
浜坂小学校	浜坂、浜坂一丁目、浜坂二丁目、浜坂三丁目、浜坂四丁目、浜坂五丁目、浜坂六丁目、浜坂七丁目、浜坂八丁目、浜坂東一丁目、江津、覚寺（県道伏野覚寺線以北の地区に限る。）
岩倉小学校	岩倉、卯垣、卯垣四丁目、立川町六丁目の一部、立川町七丁目、東今在家の一部、大杵の一部、桜谷の一部、国府町新通り一丁目、国府町新通り二丁目、国府町新通り三丁目、国府町新通り四丁目、国府町分上一丁目、国府町分上二丁目、国府町分上三丁目、国府町分上四丁目、国府町奥谷三丁目的一部分
美保南小学校	数津（県道八坂鳥取停車場線以东の地区を除く。）、叶、叶一丁目、宮長、的場、的場一丁目、的場二丁目、的場三丁目、的場四丁目、吉成（大路川以北の地区を除く。）、吉成南町一丁目、吉成南町二丁目
湖山西小学校	湖山町北二丁目、湖山町北三丁目、湖山町北四丁目、湖山町北五丁目、湖山町西一丁目、湖山町西二丁目、湖山町西三丁目、湖山町西四丁目、湖山町南五丁目

中ノ郷小学校	山城町、覚寺（県道伏野覚寺線以南の地区に限る。）、円護寺、北園一丁目、北園二丁目
若葉台小学校	若葉台南一丁目、若葉台南二丁目、若葉台南三丁目、若葉台南四丁目、若葉台南五丁目、若葉台南六丁目、若葉台南七丁目、若葉台北二丁目、若葉台北三丁目、若葉台北四丁目、若葉台北六丁目
国府東小学校	国府町雨滝、国府町木原、国府町下木原、国府町大石、国府町石井谷、国府町栃本、国府町楠城、国府町拾石、国府町菅野、国府町神護、国府町殿、国府町上地、国府町上荒舟、国府町荒舟、国府町山崎、国府町中河原、国府町松尾、国府町吉野、国府町新井、国府町山根、国府町神垣、国府町清水、国府町岡益、国府町谷、国府町糸谷、国府町高岡、国府町玉鉾、国府町麻生、国府町町屋の一部、国府町美歎の一部
宮ノ下小学校	国府町美歎の一部、国府町広西、国府町庁、国府町町屋の一部、国府町宮下、国府町中郷、国府町国分寺、国府町法花寺、国府町三代寺、国府町奥谷、国府町奥谷一丁目、国府町奥谷二丁目、国府町奥谷三丁目の一部、国府町稲葉丘一丁目、国府町稲葉丘二丁目、国府町稲葉丘三丁目、国府町新町一丁目、国府町新町二丁目
河原第一小学校	河原町河原、河原町渡一木、河原町谷一木、河原町長瀬、河原町袋河原、河原町布袋、河原町稲常、河原町西円通寺、河原町鮎ヶ丘、河原町山手、河原町郷原、河原町三谷、河原町釜口、河原町高福、河原町徳吉、河原町今在家、河原町片山、河原町天神原、河原町曳田の一部
西郷小学校	河原町中井、河原町本鹿、河原町小河内、河原町神馬、河原町牛戸、河原町湯谷、河原町小畑、河原町弓河内、河原町北村
散岐小学校	河原町曳田の一部、河原町和奈見、河原町八日市、河原町佐貫、河原町水根、河原町山上、河原町小倉
用瀬小学校	用瀬町金屋、用瀬町樟原、用瀬町川中、用瀬町宮原、用瀬町安蔵、用瀬町古用瀬、用瀬町家奥、用瀬町屋住、用瀬町江波、用瀬町用瀬、用瀬町別府、用瀬町鷹狩、用瀬町美成、用瀬町赤波



佐治小学校	佐治町小原、佐治町・谷、佐治町刈地、佐治町津無、佐治町古市、佐治町大井、佐治町森坪、佐治町加瀬木、佐治町高山、佐治町津野、佐治町福園、佐治町加茂、佐治町畑、佐治町養谷、佐治町河本、佐治町余戸、佐治町尾際、佐治町中、佐治町栃原
宝木小学校	気高町上光、気高町下光元、気高町常松、気高町富吉、気高町宝木、気高町酒津、気高町奥沢見
瑞穂小学校	気高町宿、気高町土居、気高町重高、気高町二本木、気高町下坂本、気高町日光
浜村小学校	気高町浜村、気高町勝見、気高町北浜一丁目、気高町北浜二丁目、気高町北浜三丁目、気高町新町一丁目、気高町新町二丁目、気高町新町三丁目、気高町八幡、気高町下原、気高町八束水
逢坂小学校	気高町殿、気高町飯里、気高町下石、気高町上原、気高町山宮、気高町睦逢、気高町会下、気高町郡家、気高町高江
青谷小学校	青谷町青谷、青谷町井手、青谷町長和瀬、青谷町鳴瀧、青谷町北河原、青谷町山田、青谷町亀尻、青谷町吉川、青谷町露谷、青谷町絹見、青谷町栄町、青谷町桑原、青谷町楠根、青谷町紙屋、青谷町澄水、青谷町田原谷、青谷町八葉寺、青谷町小畑、青谷町河原、青谷町山根、青谷町早牛、青谷町大坪、青谷町蔵内、青谷町奥崎、青谷町養郷、青谷町善田

## 2 中学校

学校名	通学区域
東中学校	修立小学校、稲葉山小学校及び岩倉小学校の通学区域
西中学校	醇風小学校、富桑小学校及び明德小学校の通学区域
南中学校	日進小学校、美保小学校、倉田小学校及び美保南小学校の通学区域
北中学校	久松小学校、遷喬小学校及び城北小学校の通学区域
江山中学校	神戸小学校及び美和小学校の通学区域
高草中学校	大正小学校、東郷小学校、明治小学校及び世紀小学校の通学区域
湖東中学校	賀露小学校、湖山小学校、末恒小学校及び湖山西小学校の通学区域
桜ヶ丘中学校	面影小学校、米里小学校、津ノ井小学校及び若葉台小学校の通学区域
中ノ郷中学校	浜坂小学校及び中ノ郷小学校の通学区域
国府中学校	国府東小学校及び宮下小学校の通学区域
河原中学校	河原第一小学校、西郷小学校及び散岐小学校の通学区域
千代南中学校	用瀬小学校及び佐治小学校の通学区域
気高中学校	宝木小学校、瑞穂小学校、逢坂小学校及び浜村小学校の通学区域
青谷中学校	青谷小学校の通学区域

## 3 義務教育学校

学校名	通学区域
湖南学園	矢矯、双六原、洞谷、瀬田蔵、妙徳寺、吉岡温泉町、三山口、長柄、六反田、大畑、松原、金沢、福井、御熊
福部未来学園	福部町左近、福部町久志羅、福部町中、福部町蔵見、福部町南田、福部町栗谷、福部町八重原、福部町箭溪、福部町高江、福部町湯山、福部町海土、福部町細川、福部町岩戸
鹿野学園	鹿野町末用、鹿野町閉野、鹿野町広木、鹿野町水谷、鹿野町鹿野、鹿野町今市、鹿野町寺内、鹿野町官方、鹿野町中園、鹿野町岡木、鹿野町乙亥正、鹿野町小別所、鹿野町鷲峯、鹿野町河内

(案)

発教総第 号  
平成30年10月 日

鳥取市校区審議会 会長 様

鳥取市教育委員会  
教育長 尾室 高志

鳥取市立小・中・義務教育学校の学校配置及び校区の設定について（諮問）

鳥取市校区審議会条例（昭和39年鳥取市条例第40号）の規定に基づき、下記の事項について貴審議会のご審議を賜りたく諮問いたします。

## 記

### 1 諮問事項

鳥取市全域の市立小・中・義務教育学校の学校配置及び校区の設定について

### 2 調査及び審議内容

- (1) 早急に議論が必要な学校区のあり方について
- (2) 鳥取市全域の中長期的な学校区のあり方について

### （諮問理由）

本市の人口は、一部では宅地開発等による人口増加が進んでいるエリアがあるものの全体として減少傾向にあり、学校の規模において教育効果の面での課題が指摘されています。

こうした課題の解決に向けて、本市では鳥取市教育振興基本計画（28～32年度）に基づき、学校と家庭と地域が一体になり、子どもたちの育みはもとより地域の将来を見据え、各地域の実情に応じた活力ある学校づくりを推進することとしています。

その基本姿勢は、保護者や地域の多様な思いを地域全体の意向として集約していく、「学校のあり方を考える検討組織」づくりを進め、そこで導き出された責任ある方向性を尊重するというものです。

上記の基本姿勢や、国及び本市が示す学校の適正規模・配置の基準、本市のまちづくりの観点から総合的に考慮し、現在において課題解決が急がれる学校区のあり方はもとより、将来を担う子どもたちや地域にとって、ふさわしい学校配置及び校区は中長期的にどうあるべきかご審議賜りたく諮問する次第であります。

① 合併前の答申と校区再編の経過について（第1期～第8期）

校区審議会 (任期)	諮問内容	答申年月	主な答申内容	主な再編内容等
第1期 (昭和40年 ～昭和42)	鳥取市の小 学校並びに 中学校の校 区について	昭和41年2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の学校における規模の適正化のための校区の再編</li> <li>農村地域の学校について、規模を適正化するための統合の促進</li> </ul>	昭和42年度から順次再編実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>校区改変18校区（小学校11、中学校7）</li> <li>学校統合</li> </ul>
第2期 (昭和44年 ～昭和46年)	鳥取市の小 学校並びに 中学校の校 区について	昭和46年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>城北小学校の児童数の増加に対応する小学校の新設</li> <li>稲葉山小学校の児童数の増加に対応する小学校の新設</li> </ul>	昭和48年4月浜坂小学校開校
第3期 (昭和50年～ 昭和52年)	鳥取市立 小・中学校 の校区改正 のあり方について	昭和50年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>稲葉山小学校の児童数の増加に対応する小学校の新設</li> <li>城北小学校の児童数の増加に伴う校区の再編</li> <li>修立小学校の老朽化・狭あい等に対応する移転新築</li> <li>津ノ井小、米里小の統合</li> <li>修立小、面影小の校区再編</li> <li>明德小、美保小の校区の明確化</li> <li>津ノ井、米里、面影地区の生徒を収容する中学校の新設</li> <li>北中校区から安長、商栄町を高草中校区へ、西品治（狐川以南）を西中校区へ</li> <li>扇町全区画を西中校区へ</li> </ul>	昭和55年4月桜ヶ丘中学校開校

第4期 (昭和53年～ 昭和55年)		昭和54年5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・稲葉山小の児童数の増加に対応する小学校の新設（邑法第一中の施設を使用して稲葉山小を分割、面影小の一部を編入）</li> <li>・修立小を移転（旧東中の施設を使用）し、校区を一部再編</li> <li>・久松小の再編（修立小の一部を編入）</li> <li>・雲山南団地の造成に伴い、米里小学校区とする。</li> </ul>	<p>昭和56年4月岩倉小学校開校</p> <p>昭和56年9月東中学校移転</p> <p>昭和57年4月修立小学校移転</p>
第5期 (昭和57年～ 昭和59年)	人口急増地区における小・中学校の新設及び校区の改正について	昭和57年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円護寺地区の宅地開発に対応する学校の新設（小・中各1校）</li> <li>・雲山南団地、大覚寺地区等の開発に伴う小学校の新設</li> <li>・湖山小の児童の増加に対応する学校用地の先行取得</li> <li>・城北南団地、安長地区の宅地開発に対応する学校用地の先行取得。</li> <li>・津ノ井ニュータウンの開発に伴う学校の新設（小・中各1校）</li> </ul>	<p>昭和60年4月中ノ郷中学校開校</p> <p>昭和62年4月美保南小学校開校</p> <p>昭和63年4月湖山西小学校開校</p>
第6期 (昭和63年～ 平成2)	都市開発、住宅地造成等による校区の改正及び新設校の必要性	昭和63年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美保小、面影小、米里小にまたがる地区（雲山南団地を含む）の再編（道路の区画に沿った修正）</li> <li>・城北小、世紀小、大正小にまたがる地区（城北南団地を含む）の再編（道路の区画に沿った修正）</li> </ul>	
第7期 (平成4年～ 平成6年)	都市開発、住宅地造成等による校区の改正及び新設校の必要性	平成5年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城北小の児童数の増加に対応する小学校の新設</li> <li>・津ノ井ニュータウンの開発に伴う学校用地の先行取得</li> </ul>	平成7年4月中ノ郷小学校開校
第8期 (平成4年～ 平成6年)	都市開発、住宅地造成等による校区の改正及び新設校の必要性	平成6年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津ノ井ニュータウンに新設する小学校の校区について</li> </ul>	平成9年4月若葉台小学校開校

## ② 合併後の答申と校区再編の経過について（第9期～第12期）

校区審議会 (任期)	諮問内容	答申年月	答申等	主な再編内容等
第9期 (平成19年 ～平成21)	鳥取市立 小・中学校 の学校配置 及び校区の 設定について	平成19年12月	平成19年12月27日答申 ・宮ノ下・岩倉小学校区について校区の一部を再編（宮ノ下小学校区（国府中学校区）の一部である鳥取市国府町新通り及び分上の通学区域を、平成21年4月1日から岩倉小学校区（東中学校区）へ編入） ・明徳小学校区（中心市街地の空洞化によって校区内の人口や児童が減少し、子ども達の集団的活動の制限や地区の活力低下を生じており、これらの解消を図る必要があるが、中心市街地全体の学校配置及び校区の設定という視点から、総合的に検討することが望ましい。） ・千代川左岸の城北小学校区（合理的で安全な通学を図る必要があるが、該当地域における一部自治会構成の変更が予測され、さらに詳細な調査検討が必要である。）	宮ノ下・岩倉小学校区について校区の一部再編を平成21年4月より施行。
第10期 (平成21年 ～平成23年)	鳥取市立 小・中学校 の学校配置 及び校区の 設定について	平成23年8月	平成23年8月22日答申 ・佐治中学校・用瀬中学校の統合について（佐治中学校と用瀬中学校を統合し、新たな中学校を設置する。） 平成23年8月22日中間報告 ・校区別の検討について、「レベル」で優先度合いを表し、具体的な地域を順次検討することを提言。（標準規模から見た検討の優先度合、通学に関する基準から見た優先すべき視点、適正配置から見た優先すべき視点）	平成25年4月、佐治中・用瀬中が統合し、「千代南中」が開校
第11期 (平成23年～ 平成25年)	鳥取市立 小・中学校 の学校配置 及び校区の 設定について	平成25年10月	平成25年1月「中間とりまとめ」 ・第10期で設定した基準に基づき課題を整理。課題を解決すべき学校、校区、地域を特定し、想定される方向性を示す。（緊急度、スケジュールを示し、校区再編案として整理） 平成25年1月「鳥取市西地域の小中学校と施設整備のあり方について」 ・気高中、青谷中の校舎の耐震化にあたり、耐震補強ではなく改築が望ましいという結果や学校の標準規模を踏まえ、気高地域の小・中学校のあり	気高中：平成27年度（解体工事着手）～平成28年度（校舎完成）～平成29年度（体育館完成）

<p>第12期 (平成25年～平成27年)</p>	<p>鳥取市立小・中学校の学校配置及び校区の設定について</p>	<p>平成26年10月  平成27年9月  平成27年11月</p>	<p>方について検討が急がれる状況にあり、これを機会に最善の方向を見極める必要がある。 平成25年10月23日答申 ・気高中と青谷中の校舎を、現位置で改築することを求める。(これに関連して浜村小の校舎は耐震改修することを求める。) 平成26年10月30日答申 ・福部地域の学校のあり方について(福部地域に、新たな幼小中一貫校を設置する。) 平成27年4月「中間まとめ」 ・第10期で設定した基準に基づき課題を整理。これらに照らし、早急な議論が必要な学校区を示すとともに、保護者や地域の多様な思いを地域全体の意向として集約していく組織づくりを重視することとし、そこで導き出された方向性を尊重する基本姿勢を示す。 平成27年9月25日答申 ・今後の鳥取市立南中学校のあり方について(分離新設(現南中校区から美保南・倉田小校区を分離し中学校を新設)または増改築(現南中の位置に増改築)する。) 平成27年11月26日答申 ・鹿野地域の学校のあり方について(鹿野地域に、新たな幼小中一貫校(義務教育学校または小中一貫型小学校・中学校(仮称))を設置する。) 平成27年11月26日中間答申 ・千代水、商栄町、安長、南安長、緑ヶ丘の児童生徒が千代川を渡って通学させることは、安全と通学に要する負担を考えると不合理である。 児童生徒の保護者、未就学児童の保護者をはじめ関係者から丁寧に聞き取りを行い、今後の最も望ましい校区のあり方についてじっくりかつ早急に意見交換し、慎重かつ迅速に合意形成をはかることが肝要である。 通学上、危険な個所に関しては早急に安全策を講じる必要がある。</p>	<p>青谷中：平成26年度(解体工事着手)～平成29年度(新校舎完成)～平成31年度以降(既存校舎改修工事完成予定) 浜村小：平成27年度耐震改修完了 平成28年4月、幼小中一貫校として「福部未来学園小・中学校」が開校。(平成30年4月に義務教育学校「福部未来学園」となる。) 南中：平成30年度(武道場解体工事・管理特別教室棟実施設計・仮設校舎設置工事予定)～平成31年度(武道場完成予定・仮設校舎設置予定・管理特別教室棟増改築工事予定)～平成32年度(管理特別教室棟増改築工事予定)～平成33年度(管理特別教室棟完成予定・仮設校舎解体予定)～平成34年度(グラウンド整備工事予定) 平成30年4月、鹿野小・中が統合し、義務教育学校「鹿野学園」が開校。</p>
-------------------------------	----------------------------------	--	---	---

# 第13期鳥取市校区審議会

## 中間まとめ

平成29年10月31日



# 目 次

《一覧表》 議論が必要な学校区に関する検討課題整理

はじめに	P 1
1 鳥取市の教育、児童・生徒数等の状況について	
(1) 鳥取市の教育について	P 2
(2) 鳥取市の児童数・生徒数の推移について	P 3
2 審議の根拠となる学校配置と校区設定の基準	P 4
(1) 学校規模に関する基準	P 6
(2) 通学区域に関する基準	P 6
(3) 適正配置に関する基準	P 6
3 これまでの審議概要	
(1) 徳尾・古海地内分譲宅地造成工事に伴う開発予定地における通学区域について	P 7
(2) 江山中学校区の学校のあり方について	P 7
(3) 千代川以西エリアの学校のあり方について	P 8
(4) 他のエリア等に関する現状と課題	P 9
① 全エリア	
② 気高中学校エリア	
③ 中心市街地エリア	
④ 河原中学校エリア	
⑤ 小規模小学校	

《一覧表》 議論が必要な学校区に関する検討課題整理

◇議論が必要な学校区

エリア	懸念される項目	基準	検討課題	選択肢の一例
① 全中学校エリア	めざす子ども像 「ふるさとを思い 志をもつ子」の実現	—	・魅力ある学校づくり、地域とともにある学校づくりを推進するにはどうすればいいか。	・検討組織の立ち上げ ・コミュニティ・スクールの推進 ・中学校区における小中連携・小中一貫教育の促進 等

◇早急な議論が必要な学校区

エリア	懸念される項目	基準	検討課題	選択肢の一例
② 江山中学校エリア (神戸小、美和小も含む)	小規模化に伴う教育効果	I-1	・江山中学校区として小規模化に伴って懸念される教育効果の課題をどのように解決するのか。	・小規模校転入制度の導入 ・小中一貫校（義務教育学校） ・中中連携（集合授業） ・教育情報環境の整備 ・学校の統廃合 等
③ 千代川以西エリア (城北小、大正小、世紀小)	通学上の安全面 適正配置に関する項目 大規模化に伴う教育効果	I-2 III-1 III-2 III-3	・現在の学校より近くに別の学校があること、通学路に危険（交通量の多い道路、橋）があるため、学校生活に支障をきたしている点をどのように解消するのか。 ・教室数の不足など施設面の課題をどのように解消するのか。	・小中連携の強化（集合授業） ・通学区域制の弾力的運用 《※1》 ・学校選択可能な調整区域の設定 《※2》 ・中学校選択制 ・検討組織の立ち上げ ・通学区域の再編成 等
④ 気高中学校エリア (宝木小、瑞穂小、逢坂小、浜村小も含む)	小規模化に伴う教育効果	I-1	・気高中学校区として小規模化に伴って懸念される教育効果の課題をどのように解決するのか。	・検討組織の立ち上げ ・小規模校転入制度の導入 ・小中一貫校の設置 ・西部地域の小小連携（集合授業）の促進 ・教育情報環境の整備 ・ふるさと教育カリキュラムの導入 ・学校の統廃合 等
⑤ 中心市街地エリア (久松小、醇風小、遷喬小、日進小、富桑小、明德小、美保小)	適正配置に関する項目 小規模化に伴う教育効果	I-1 III-1 III-4 III-5	・中心市街地の空洞化が指摘されている中、狭い範囲に学校があることと、小規模化に伴う教育効果の課題をどのように解決するのか。	・小中連携（集合授業）の強化 ・通学区域制の弾力的運用 《※1》 ・学校選択可能な調整区域の導入 《※2》 ・複数校区での管理運営部門の統合（キャンパス方式） ・学校の統廃合 ・検討組織の立ち上げ ・通学区域の再編成 等
⑥ 河原中学校エリア (西郷小、散岐小・河原第一小も含む)	小規模化に伴う教育効果	I-1	・河原中学校区として小規模化に伴って懸念される教育効果の課題をどのように解決するのか。	・検討組織の立ち上げ ・小規模校転入制度の導入 ・小中一貫校の設置 ・小小連携（集合授業）の促進 ・教育情報環境の整備 ・ふるさと教育カリキュラムの導入 ・学校の統廃合 等
⑦ 小規模小学校 (東郷小、明治小、佐治小)	小規模化に伴う教育効果	I-1	・各小学校区として小規模化に伴って懸念される教育効果の課題をどのように解決するのか。	・検討組織の立ち上げ ・魅力ある学校づくり（教育特例校制度等）への取り組み ・学校間交流学習等の強化 ・小規模校転入制度の効果的な運用と制度の充実 ・学校の統廃合 等

◇基準についての分類

I 学校・学級規模に関する項目	5学級以下 (将来予測も含む)	I-1	小規模化により教育上の課題がある場合
	25学級以上 (将来予測も含む)	I-2	大規模化により教育上の課題がある場合 ※教室数の不足など施設面の課題も含む
II 通学に関する項目		II-1	通学距離・時間が長い
		II-2	通学手段の検討を要する
III 適正配置に関する項目		III-1	現在の学校より近くに別の学校があり、保護者などから要望や苦情がある
		III-2	通学路に危険がある(交通量の多い道路、橋、踏切等)
		III-3	校区と自治会が整合しない地域
		III-4	中心市街地の狭い範囲に学校がある
		III-5	その他地区から要望がある

◎語句の説明

※1 通学区域の弾力的運用

指定校より近隣に学校がある、通学路に危険があるなどの個別の事情により、指定校（通学区域制度により教育委員会が指定する学校）の変更の申出をすることができる制度です（学校を自由に選択できる制度ではありません）。

※2 学校選択可能な調整区域の設定

近隣に学校がある、通学路に危険がある、地域コミュニティとの関係性等の状況を考慮して、指定されたエリアに居住する児童生徒に限り、指定校以外の近隣学校（受入校）を選択できる制度です。

## 第13期鳥取市校区審議会 中間まとめ

平成29年10月31日

鳥取市校区審議会

### はじめに

今期（第13期）校区審議会の審議の基本姿勢は、①校区の現状・課題やその対応策等の様々な情報を地域・保護者・学校に提供し、②地域において学校のあり方を考える検討組織づくりを推進し、③そこで導き出された方向性を尊重することにある。

校区審議会におけるこれまでの審議の経緯は以下の表のとおりである。

#### 合併後の答申と校区再編の経過について（第9期～第13期）

校区審議会 (任期)	諮問内容	答申等	主な再編内容等
第9期 (平成19年～ 平成21)	鳥取市立小・中学校の学校配置及び校区の設定について	平成19年12月27日答申 ・宮ノ下・岩倉小校区について校区の一部を再編（宮ノ下小校区（国府中校区）の一部である鳥取市国府町新通り及び分上の通学区域を、平成21年4月1日から岩倉小校区（東中校区）へ編入） ・明徳小校区（中心市街地の空洞化によって校区内の人口や児童が減少し、子ども達の集団的活動の制限や地区の活力低下を生じており、これらの解消を図る必要があるが、中心市街地全体の学校配置及び校区の設定という視点から、総合的に検討することが望ましい。） ・千代川左岸の城北小校区（合理的で安全な通学を図る必要があるが、該当地域における一部自治会構成の変更が予測され、さらに詳細な調査検討が必要である。）	宮ノ下・岩倉小校区について校区の一部再編を平成21年4月1日より施行
第10期 (平成21年～ 平成23年)	鳥取市立小・中学校の学校配置及び校区の設定について	平成23年8月22日答申 ・佐治中と用瀬中を統合し、新たな中学校を設置する。	平成25年4月千代南中が開校
第11期 (平成23年～ 平成25年)	鳥取市立小・中学校の学校配置及び校区の設定について	平成25年10月23日答申 ・気高中と青谷中の校舎を、現位置で改築することを求める。（これに関連して浜村小の校舎は耐震改修することを求める。）	気高中：平成28年度改築完了 青谷中：平成30年度改築完了予定 浜村小：平成27年度耐震改修完了
第12期 (平成25年～ 平成28年)	鳥取市立小・中学校の学校配置及び校区の設定について	平成26年10月30日答申 ・福部地域に、新たな幼小中一貫校を設置する。 平成27年9月25日答申 ・南中の学校のあり方について、分離新設校を設置するか増改築により対応する。 平成27年11月26日答申 ・鹿野地域に新たな小中一貫校を設置する。 ・千代川以西エリアの校区のあり方について（中間答申）	平成28年4月福部未来学園が開校 南中は増改築により対応することが決定 平成30年4月鹿野学園が開校予定
第13期 (平成28年～ 平成30年)	鳥取市立小・中学校の学校配置及び校区の設定について	平成29年2月3日 徳尾・古海地内分譲宅地造成工事に伴う開発予定地のうち、現行世紀小校区部分を大正小校区に移す。	世紀・大正小校区について校区の一部再編を平成29年4月1日より施行

# 1 鳥取市の教育、児童・生徒数等の状況について

## (1) 鳥取市の教育について

鳥取市では平成28年度に策定した「鳥取市の教育等の振興に関する大綱」の中で、「“ふるさとを思い 志をもつ子”を育て、“夢と希望に満ちた次代”を“ひらく”！」を基本理念として掲げている。この基本理念に基づき、具体的な方針を示す「鳥取市教育振興基本計画」を併行して策定し、子どもたちが、自らの道を選び社会へはばたいていくため、ふるさとへの思いや志をもち、たくましく活躍できる人づくりを進めるための推進施策に取り組まれているところである。また、「第10次鳥取市総合計画」では、「次世代の鳥取市を担う‘ひとづくり’」を重点施策の一番目に掲げ、社会を生き抜く力を育む特色ある教育の推進や、学校・家庭・地域の連携による教育支援などに取り組むこととされている。

鳥取市の特色ある教育施策の中に、平成23年度から全中学校区で取り組まれている「小中一貫教育」がある。小中学校が共に「特色ある学校づくり」の視点に立ち、学校、家庭、地域がより一層協働して9年間を見通した教育を実践することで、学力の向上と学校不適応の解消が図られてきた。そして、中学校区のもつ教育資源を最大限に活用し、家庭や地域と連携・協働する取り組みを推進させながら、教育活動の質・量の拡充を継続的に図っているところである。さらに、平成27年度からは、小学校から中学校へ円滑に進学させるため、「小学校と中学校のはし渡し役」として小中学校兼務教員を配置し、より実効性を高めた「小中一貫教育」を展開している。平成30年度には、義務教育9年間の子どもの学びや育ちをつなぐために、一人の校長の下、一つの教職員組織で、連続した指導や支援にあたることのできる「義務教育学校」が県内で先がけて設置される。これにより、小中一貫校の湖南学園と福部未来学園の校種が義務教育学校に変更され、鹿野小と鹿野中の統合校である鹿野学園が新たに義務教育学校として設置されることになる。この他、平成26年度より、学校と保護者、地域が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール（※）」への移行が推進されており、現在29校で取り組まれている。さらに、地域との協議による豊かな学びの創出、自治力の育成など、数校のパイロット校を定めた取り組みが開始されている。

また、学校規模における教育効果の面での課題解決に向けては、「鳥取市教育振興基本計画」に基づき、学校と地域と家庭が一体になり、子どもたちの育みはもとより地域の将来を見据え、各地域の実情に応じた活力ある学校づくりを推進することとされている。そのため、保護者や地域の多様な思いを地域全体の意向として集約していく「学校のあり方を考える検討組織」づくりを進め、そこで導き出された責任ある方向性を尊重するという基本姿勢を示している。平成26年度に示された「新市域振興ビジョン」の中でも、「将来の学校のあり方を地域で議論する組織づくり」の立ち上げが掲げられており、学校と地域と行政がこれまで以上に結びつき、子どもたちの育ちを通しての「まちづくり」という視点が明確にされている。

※ コミュニティ・スクールには、保護者や地域住民などから構成される「学校運営協議会」が設けられ、そこで学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べたりする取り組みが行われます。このたび、学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実などを内容とする、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、平成29年4月1日より施行されています。

## (2) 鳥取市の児童数・生徒数の推移について

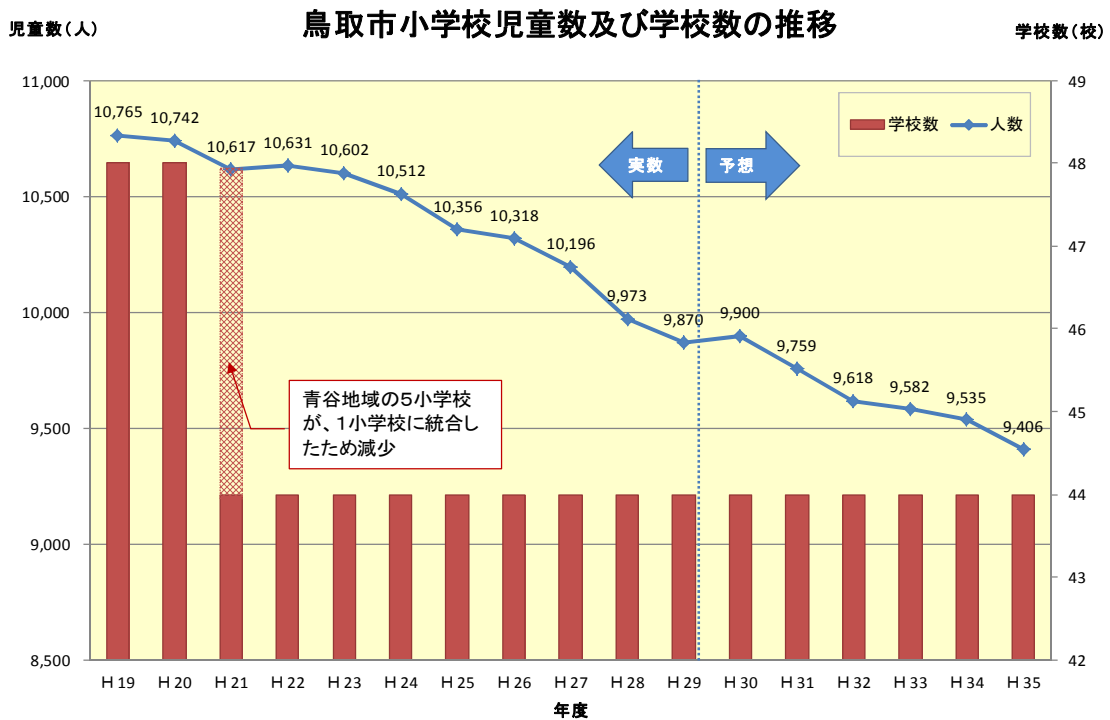
小中学校の児童数・生徒数は、昭和58年度に小学校児童数が、昭和62年度に中学校生徒数がピークに達し、その後は減少を続けている。小学校では、ピーク時の17,327人に対して、平成29年度が9,870人(△43.0%)、中学校では、ピーク時の8,604人に対して、平成29年度は4,846人(△43.6%)となっている。

今後も児童数・生徒数は減少傾向が見込まれており、特に中山間地域の学校で減少傾向が強い。一方で市街地及びその郊外の一部の地域では、宅地開発等による増加が続いている(※1)。このような状況から、小規模校の存続の問題と併せて、一方では将来的に一部の学校で教室数が不足する事態も想定した対応を検討する必要性が生じている。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計(※2)によると、我が国の人口は平成27(2015)年の国勢調査時点の1億2,709万人を出発点として、平成52(2040)年の1億1,092万人(人口増加率:△12.7%)を経て、平成65(2053)年には1億人を割って9,942万人となり、平成77(2065)年には8,808万人(人口増加率:△30.6%)になるものとされる。鳥取市に目を向ければ、平成22(2010)年に19万7千人だった人口が、平成52(2040)年には15万6千人(人口増加率:△20.8%)となり、学校の小規模化は免れないと言えよう。

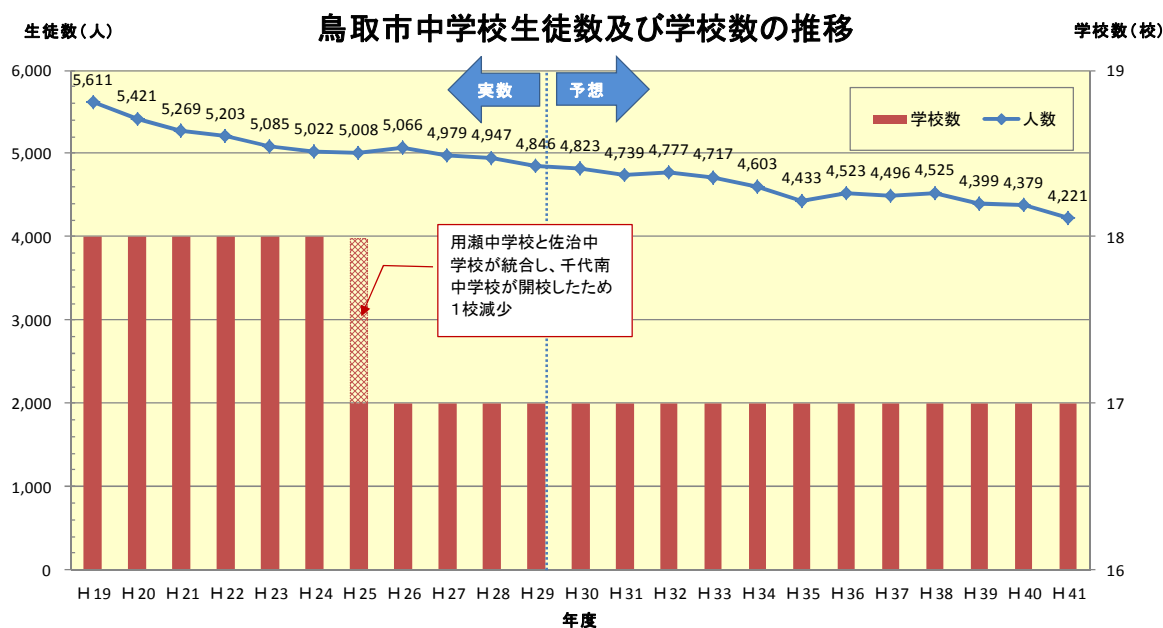
※1 「第2回校区審議会資料P5~6」を参照

※2 出典:国立社会保障・人口問題研究所 「日本の将来推計人口(平成29年推計)」及び「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」



**備考**

- ※ H29までの実数は、毎年度5月1日現在の市立小学校の児童数
- ※ H30以降の入学児童数は、市内に住所を有する出生者数から鳥取大学附属小学校定員70人/学年を差し引いた人数
- ※ 住民基本台帳の数値を参考とする



**備考**

- ※ H29までの実数は、毎年度5月1日現在の市立小学校の児童数
- ※ H30以降の入学生徒数は、市立小学校からの進学児童数から、鳥取大学附属中学校入学時募集定員70人/学年及び青翔開智中学校定員40人/学年を差し引いた人数
- ※ H36以降の入学生徒数は、市内に住所を有する出生者数から、鳥取大学附属小学校定員70人/学年、鳥取大学附属中学校入学時募集定員70人/学年及び青翔開智中学校定員40人/学年を差し引いた人数
- ※ 住民基本台帳の数値を参考とする

## 2 審議の根拠となる学校配置と校区設定の基準

平成27年1月27日、文部科学省は「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（以下、『手引』という。）」を策定した。これは公立小中学校の統廃合に関する基準を59年ぶりに見直したものである。学校規模についてはクラス替えが可能となる12～18学級が適正規模（学級数が1～11クラスの学校は速やかに統合を検討すべき学校とする）、通学時間はこれまで30分以内であったものがスクールバスや交通機関を使うことを前提とし、1時間とすることが示されている。教育レベルを維持し、適正規模にするために学校統合を基本とした内容となっている。

一方、離島や山間部など通学距離が遠すぎる、統合後も過疎化の進行により適正規模の維持ができない、コミュニティの拠点として学校を中心とした地域振興に取り組むなど、諸事情のため学校統合が困難な小規模校については存続させるという方向性も示している。

鳥取市では、第9期から議論を重ね、第10期（平成22年8月）において、国の基準（1956年）を基にした独自の基準をすでに公表している。この基準の中で、学校の標準規模（※1）や通学区域に関する基準（※2）に、地域コミュニティとの関係性、歴史的背景といった地域特性を踏まえて総合的な判断を行うこととしている。

文部科学省と鳥取市の基準については、次頁の「校区編成（学校統廃合）に関する取り組みについての対比表」を参照されたい。

※1 学校教育法施行規則 第41条

※2 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 第4条



校区編成(学校統廃合)に関する取り組みについての対比表

所管		文部科学省		鳥取市教育委員会	
審議機関		中央教育審議会 初等中等教育分科会		第13期鳥取市校区審議会	
資料名		「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」		「第10期校区審議会中間報告」「第11期校区審議会中間とりまとめ」「第12期校区審議会中間まとめ」「第13期校区審議会中間まとめ」	
公表時期		平成27年1月27日		平成23年8月26日(第10期)、平成25年1月11日(第11期)、平成27年4月6日(第12期)、平成29年10月31日(第13期)	
検討が必要となる目安	学校規模	小規模	小学校	8学級以下※	5学級以下
			中学校	5学級以下※	5学級以下
		大規模	小学校	大規模:25~30学級、過大規模:31学級以上	大規模:25学級以上
			中学校	大規模:25~30学級、過大規模:31学級以上	大規模:25学級以上
	適正配置	通学距離	小学校	概ね4km以上	概ね4km以上
			中学校	概ね6km以上	概ね6km以上
		通学時間	概ね1時間以内(スクールバス利用も可)	概ね1時間以内(スクールバス利用も可)	
		通学路		通学路に危険がある	
	学校配置		狭い範囲に学校が集中している (全市的な視点で通学面で不均衡が生じている状況)		
	地域			校区と自治会が整合しない	
			地域から要望のある校区		
校区再編への取り組み	校区編成の方針決定までの考え方		国として市町村の主体的な検討、取り組みを支援するための参考資料として「手引」を作成。最終判断は学校設置者である市町村。市町村は保護者や地域住民と課題を精緻に分析し、その結果の共有を行ったうえで「最善の選択」につなげていただきたい。	【鳥取市の考え方】(鳥取市教育振興基本計画(平成28~32年度)より抜粋) 学校と家庭と地域が一体になり、子どもたちの育みはもとより地域の将来を見据え、各地域の実情に応じた活力ある学校づくりを推進します。そのため、本市としては、保護者や地域の多様な思いを地域全体の意向として集約していく、「学校のあり方を考える検討組織」づくりを進め、そこで導き出された責任ある方向性を尊重するという基本姿勢に立っています。 さらに、国及び本市の学校の適正規模・配置の基準や、本市の公共施設全体に関する将来的な公共施設のあり方を示す「鳥取市公共施設の経営基本方針」に基づき、地域と情報共有し、連携を深めながら学校のあり方を検討します。  【鳥取市校区審議会の考え方】 本審議会の中間まとめを広く市民に周知し、校区についての現状・課題やその解決方法など学校のあり方を考える上で必要な検討材料を提供し、各地域において学校のあり方を考える機運を高めることが重要だと考える。そのため、地域において「学校のあり方を考える検討組織」づくりを推進し、地域の子どもの将来を見据え十分な議論がなされた結果については、基本的に尊重することとしている。校区審議会としては、地域の意見を把握しながら、適切な校区編成について全市的な視点で議論し、教育委員会に対し答申を出すこととしている。	
	存続することについての考え方	教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育の本旨からも小規模教育のメリットを最大化するとともに、デメリットを最小にする工夫を積極的に講じていく必要がある。	教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育の本旨からも小規模教育のメリットを最大化するとともに、デメリットを最小にする工夫を積極的に講じていく必要がある。		
小規模校	存続に向けての具体的な施策例	小規模校転入制度の導入 小中一貫校への移行 コミュニティ・スクールの導入 ICT情報環境網の整備(TV会議システムを利用した他校との授業) 特色のあるカリキュラム編成 授業への地域住民の参画(国語や総合学習でのディスカッション等)	小規模校転入制度の充実 小中一貫校(義務教育学校及び小中一貫型小学校・中学校)への移行 コミュニティ・スクールの導入 ICT情報環境網の整備(TV会議システムを利用した他校との授業) 特色のあるカリキュラム編成 小中連携、中中連携の強化と集合授業 地域に特化した授業(ふるさとカリキュラム)の実施		

※は速やかな検討が必要とされているものを記載した。



(1) 学校規模に関する基準

国では適正な学校規模を「12学級～18学級」と位置付けているが、鳥取市では、学校の現状や規模による教育効果等を踏まえ、学校の標準規模を小学校・中学校ともに「6学級～18学級」とする。

区分	大規模化	小規模化
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会などの学校行事などに活気が生じやすい。</li> <li>・グループ学習や習熟度別学習など多様な学習・指導形態をとりやすい。</li> <li>・集団の中で多様な考えに触れることができる。</li> <li>・交友関係が広がり、切磋琢磨する機運が出てくる。</li> <li>・クラス替えがしやすいことから、豊かな人間関係の形成が図られやすい。</li> <li>・教員数が多く、教科・経験などバランスのとれた教職員配置ができる。</li> <li>・様々な種類の部活動の設置が可能になり、選択の幅が広がる。</li> <li>・PTA活動等において、役割分担等により、保護者の負担を分散しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人ひとりに目が届きやすく、きめ細やかな指導が行いやすい。</li> <li>・部活動や学校行事等で一人ひとりの個別の活動機会が設定しやすい。</li> <li>・児童相互の人間関係が深まりやすく、安心感がある。</li> <li>・異学年間の交流が生まれやすいため、思いやりの気持ちが育ちやすい。</li> <li>・特別教室や体育施設の確保が容易となる。</li> <li>・教材・教具の一人あたりの割り当てが多く、十分に活用した指導がしやすい。</li> <li>・教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。</li> <li>・保護者や地域との連携が図りやすい。</li> </ul>
懸念される課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。</li> <li>・学校行事等において、児童生徒個別の活動機会を設定しにくい。</li> <li>・児童生徒が多すぎるため、かえって交友関係が希薄になりやすい。</li> <li>・個々の習熟度や個性・特性に対応した指導がしにくい。</li> <li>・特別教室や体育館等の施設・設備の使用に制約が生じる場合がある。</li> <li>・活動に無関心な保護者ができやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団の中で多様な考えに触れる機会や学び合いの機会が少なくなりやすい。</li> <li>・人間関係が固定化されやすく、切磋琢磨する機運が生まれにくい。</li> <li>・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる。</li> <li>・グループ活動や習熟度別の学習など多様な学習形態をとりにくい。</li> <li>・教員一人に複数の校務分掌が集中しやすくなる。</li> <li>・PTA活動等において、保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。</li> </ul>

(※中央教育審議会 初等中等教育分科会 小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会 (平成 20.12.2) 第 8 回資料を参照)

(2) 通学区域に関する基準

[基準]

国の規定である「小学校：4km、中学校：6km」を基に、通学に要する時間を1時間以内として、交通手段や安全性も考慮しながら検討する。

(3) 適正配置に関する基準

[基準]

学校規模に関する基準、通学に関する基準などの指標を基に、地域の特性や歴史、地域コミュニティ、災害時避難所活用、学校の施設改修計画等も含め総合的に判断する。

### 3 これまでの審議概要

#### (1) 徳尾・古海地内分譲宅地造成工事に伴う開発予定地における通学区域について

平成28年10月、鳥取市教育委員会に徳尾・古海地内分譲宅地造成工事に伴う開発行為の事前協議があり、通学区域について確認したところ、中学校区については高草中学校、小学校区については大正小学校と世紀小学校と、2つの学校区に分かれることが判明した。このことから、通学路、地域との関わり等を鑑み、当地域の通学区域をどのようにすべきか鳥取市教育委員会から意見を求められた。

校区審議会は、当該開発予定地の視察を実施し、「子どもたちの育ち」、「通学面」、「地域とのつながり」の3つの視点に鑑み審議を経て、当該開発予定地のうち、現行世紀小学校区となっている部分を、大正小学校区に移すことが望ましいという意見で全会一致し、その旨を鳥取市教育委員会へ報告した。

その後、平成29年2月の定例教育委員会において、協議を経て、「鳥取市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」の一部改正が行われ、平成29年4月から施行されている。

#### (2) 江山中学校区の学校のあり方について

美和小は標準規模を維持する見込みであるが、神戸小及び江山中は小規模校という位置づけであり、中学校区全体で考えると児童生徒数も減少傾向にある。特に神戸小学校は複式学級となっており、子どもの教育環境を保障するうえでも対応が必要であるとされてきた。

平成27年5月に、神戸小校区では「かんの教育を考える会」が設立され、地区住民への現状説明会や全住民アンケートの実施などを通じ、学校のあり方について検討を重ねてこられた。平成28年7月には、教育委員会に「近隣小中学校との小中一貫校又は近隣小学校との統合等を望む」旨の要望書を提出されたところである。

「かんの教育を考える会」の要望書を受け、平成28年10月に、美和小及び江山中の学校関係者、保護者、美穂・大和地区の代表者等により、神戸小を含め江山中校区の学校のあり方を検討する「江山校区の学校のあり方を考える会」が設立された。その後、先進地視察、美穂・大和地区住民へのアンケートの実施、アンケート結果報告説明会の実施などを通じ検討が行われ、平成29年9月には、「神戸小・美和小・江山中の3校による小中一貫校設立の検討を望む」旨の要望書が提出された。

校区審議会では、神戸小校区について早めに結論を出す必要があるとし、「かんの教育を考える会」の役員との意見交換、神戸小学校での授業参観・教職員からのヒアリング、美和小・江山中との位置把握の実施などを通じ、的確な状況把握に努めながら審議を行っている。審議の中で、神戸小については一刻も早く小学校の小規模化を解消する必要があるとし、近隣の美和小と早期に統合することが望ましいという意見で一致しているところである。

また、江山中については、小規模化に伴って懸念される教育効果の課題解決に向けて、小中一貫校のみならず、一定の生徒数を確保するために近隣他地域を視野に入れた校区再編なども考慮すべきとしている。「江山校区の学校のあり方を考える会」で集約された内容を踏まえ、どのような子どもを育てていくべきか、そのためにどのような教育を行っていくべきかという議論も併せて行い、答申することとしている。

江山中学校エリアの児童生徒数の推移

区分	学校名	平成23年度		平成29年度		平成35年度		平成41年度	
		児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
小学校	神戸小	34名	4学級	24名	4学級	17名	4学級		
小学校	美和小	148名	7学級	143名	6学級	129名	6学級		
中学校	江山中	88名	3学級	72名	3学級	63名	3学級	76名	3学級

(3) 千代川以西エリアの学校のあり方について

八千代橋西詰側に位置する当地域は、昭和50年代から始まった民間の宅地開発や土地区画整理事業で宅地化が進んだことで、校区のあり方として合理的でない状況になっている。すなわち、小学校区の境界が町界や主要な道路によらず複雑な形状になっていること、及び城北小の校区としている地域については、小学校への通学距離が世紀小や大正小への距離より長く、八千代橋を渡って通学しなければならないことが主な問題である。また、城北小校区については中学校区が北中であり、校区の形状・学校の配置としては適切とは言えない。さらに、公民館の区域が小学校とは異なることもあり、地域活動の面などでも改善が必要である。このような状況を改善する対策を講ずる必要があるが、地域の中には現在の校区編成を支持する方もあり、解決を得られる施策が必要である。また、第12期の校区審議会の中間答申（平成27年11月）によると、児童生徒に八千代橋を渡って通学させることについて、通学における安全や負担を考慮すると課題があるとし、保護者や関係者から丁寧な聴き取りを行い、今後の最も望ましい校区のあり方についてじっくりかつ早急に意見交換し、慎重かつ迅速に合意形成をはかることが肝要である旨が指摘されている。さらに、仮に世紀小・大正小・高草中に通学させる場合においても、通学路の安全面に課題があるとしている。

第13期校区審議会は、第12期の中間答申をもとに、城北小学校での通学面や学校運営面等におけるヒアリング、八千代橋の視察、千代川以西エリアの通学路確認、学校（大正小、世紀小、高草中）の位置確認を行った上で審議しているが、千代川を渡り長い距離を通学させることは、児童生徒の安全や通学に要する負担を考えると相当のものであると認識している。したがって、当地域については、児童生徒の安全・安心を最優先事項とすることを確認した。

また、城北小の児童数増加に伴う教室不足も懸念されており、平成29年度時点の児童数推計によると、平成33年度には現校舎における児童受入の限界を超える23学級（全校児童数694人）に達する見込みで、その後も増加していくことが予測される。

さらに、広範囲で複雑な歴史的な背景もあり、校区のあり方について地域には様々な意見があることが想定されることから、校区審議会としては、地域の意見も把握しながら議論し、任期中（平成30年6月）に答申し、現城北小校区の望ましい校区のあり方について方向性を示すことを目標としている。

千代川以西エリアの児童生徒数の推移

区分	学校名	平成23年度		平成29年度		平成35年度	
		児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
小学校	城北小	581名	20学級	594名	20学級	759名	26学級
小学校	大正小	127名	7学級	154名	6学級	187名	9学級
小学校	世紀小	480名	17学級	339名	12学級	453名	17学級

#### (4) 他のエリア等に関する現状と課題

##### ① 全エリア

鳥取市では、学校と家庭と地域が一体になり、子どもたちの育ちはもちろんのこと、地域の将来を見据え、各地域の実情に応じた活力ある学校づくりを進めることとしている。平成28年4月に策定された「鳥取市教育振興基本計画」では、保護者や地域の多様な思いを地域全体の意向として集約していく、「学校のあり方を考える検討組織」づくりを進め、そこで導き出された責任ある方向性を尊重することが明記されている。

現在、鳥取市では福部地域、明治地域、鹿野中校区、青谷中校区、逢坂小校区、神戸小校区、江山中校区で「学校のあり方を考える検討組織」が立ち上がっており、その他の校区でも立ち上げに向けての動きが見られている。また、市内29校が、学校と保護者、地域が力を合わせて学校の運営に取り組むための「学校運営協議会」を設置するコミュニティ・スクールとなっている。これにより、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」に転換することで、地域ならではの創意や工夫を活かした特色ある学校づくりが進められている。

学校のあり方の議論のみならず、地域の学校活動への参画、地域のニーズに合った特色のある教育活動など、今後、魅力ある学校づくりを進めていくうえで、すべての学校で学校、保護者、地域との協働が必要となる。その為には、鳥取市教育委員会が、全ての学校で「学校のあり方を考える検討組織」が立ち上がるように支援するなど、努力すべきと考える。

##### ② 気高中学校エリア

気高地域の逢坂小、瑞穂小、宝木小は児童数が減少傾向であり、小規模化に伴う教育効果が懸念されるため、将来を見据えた対応策を早期のうちから検討する必要がある。

逢坂小校区では、平成26年11月に、逢坂むらづくり協議会、小・中学校保護者、学校長等により、小学校の今後のあり方を考えるため、「逢坂の教育を考える会」が設立された。その後、保護者会組織との意見交換会や住民座談会の開催、住民アンケートの実施などを通じ検討が行われ、平成29年8月には、「気高町内の小学校と新設統合を望む」旨の要望書が提出された。

今後、気高町内の他地域においても、「学校のあり方を考える検討組織」づくりを行っていただき、地域の子どもたちのために将来を見据えた学校のあり方の議論が行われることを期待する。

校区審議会としては、逢坂小のみならず、児童数が減少している瑞穂小、宝木小、さらには浜村小や新たに改築された気高中を含め、教育環境や教育内容を考慮した校区のあり方について議論することとしている。

気高中学校エリアの児童生徒数の推移

区分	学校名	平成23年度		平成29年度		平成35年度		平成41年度	
		児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
小学校	宝木小	87名	6学級	70名	6学級	73名	6学級		
小学校	瑞穂小	40名	4学級	45名	5学級	50名	5学級		
小学校	浜村小	253名	12学級	211名	10学級	233名	11学級		
小学校	逢坂小	49名	5学級	30名	4学級	35名	4学級		
中学校	気高中	242名	9学級	204名	6学級	172名	6学級	185名	6学級

### ③ 中心市街地エリア

中心市街地の小学校は学校間の距離が短く、特に久松小、醇風小、遷喬小は近接している。遷喬小については、将来的に児童数が減少し、平成35年には76名となることが見込まれている。

このようなことから、校区審議会の中では、市全体の均衡の視点からも、児童数が減少していく中で中心市街地の校区を再編すべきとの意見もある。また、学校と地域のつながりなどの視点も含めて検討が必要との意見もある。したがって、これらの意見を含めた幅広い見地に立ち、周辺の小学校区や中学校区の再編にも関連することから、慎重かつ具体的な校区再編の方法について議論することとしている。

中心市街地エリアの児童生徒数の推移

区分	学校名	平成23年度		平成29年度		平成35年度	
		児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
小学校	久松小	291名	11学級	266名	12学級	240名	10学級
小学校	醇風小	332名	12学級	270名	11学級	248名	12学級
小学校	遷喬小	136名	6学級	105名	6学級	76名	6学級
小学校	日進小	241名	11学級	285名	12学級	250名	11学級
小学校	富桑小	132名	7学級	163名	7学級	184名	8学級
小学校	明德小	145名	6学級	155名	6学級	145名	6学級
小学校	美保小	598名	20学級	648名	22学級	703名	23学級

### ④ 河原中学校エリア

河原地域の西郷小、散岐小は児童数が減少傾向であり、小規模化に伴う教育効果が懸念されるため、将来を見据えた対応策を早期のうちから検討する必要がある。

校区審議会としては、児童数が減少している西郷小、散岐小のみならず、河原第一小や新たに改築された河原中を含め、教育環境や教育内容を考慮した校区のあり方について議論することとしている。

河原中学校エリアの児童生徒数の推移

区分	学校名	平成23年度		平成29年度		平成35年度		平成41年度	
		児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
小学校	河原第一小	204名	8学級	199名	7学級	174名	7学級		
小学校	西郷小	68名	6学級	33名	5学級	27名	4学級		
小学校	散岐小	78名	6学級	69名	6学級	59名	6学級		
中学校	河原中	188名	7学級	163名	6学級	141名	6学級	108名	5学級

## ⑤ 小規模小学校

いずれの小学校においても今後6学級以下となる見込みであり、将来的にはさらに減少することも推測され、小規模化に伴う教育効果が懸念されるため、将来を見据えた対応策を早期のうちから検討する必要がある。

明治小では「学校のあり方を考える検討組織」が立ち上がっているが、他の小学校区においても小学校単位で議論を積み重ね方向性を決定する必要がある。文部科学省が策定した『手引』によると、教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育の本旨から学校統合を基本としながらも、一方で山間僻地、離島といった地理的要因、過疎地など学校が地域コミュニティの存続に決定的な役割を果たしているといった小規模校を存続することについても触れている。なお、鳥取市では、小規模校の特色を活かした教育が他の校区の児童生徒にも受けられるように、一定の条件のもと入学・転学を認める「小規模校転入制度」を平成17年から実施している。着実に受入者数を増やしている学校もあり、既に実施されている遠距離等通学費補助金制度の他、教育面や通学面での支援を通じ、さらなる取り組みの充実を図りたい。

校区審議会としては、教育環境や教育内容、地域の特性を考慮した校区のあり方について議論することとしている。

小規模小学校の児童生徒数の推移

区分	学校名	平成23年度		平成29年度		平成35年度	
		児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
小学校	東郷小	32名	4学級	28名	4学級	20名	4学級
小学校	明治小	31名	4学級	30名	4学級	16名	2学級
小学校	佐治小	78名	6学級	48名	5学級	35名	4学級

(写)

平成30年5月31日

鳥取市教育委員会  
教育長 尾 室 高 志 様

鳥取市校区審議会  
会長 本 名 俊 正



今後の鳥取市立江山中校区の学校のあり方について (答申)

鳥取市校区審議会(第13期)は、平成28年6月28日に第1回の審議会を開催して以降、「鳥取市全域の市立小・中学校の学校配置及び校区の設定について」(平成28年6月28日付け発教総第165号)に関する審議を進めてきた。

この審議の過程において、平成28年7月22日に「かんの教育を考える会」より、そして平成29年9月19日に「江山校区の学校のあり方を考える会」より要望書が提出されたことを受けて、現地での視察や意見交換等を行いながら中長期的な検討も含め慎重に審議を重ねた結果、江山中校区の学校のあり方について次のとおり答申する。

記

神戸小学校及び美和小学校、並びに江山中学校の3校による「小中一貫型小学校・中学校又は義務教育学校(以下「小中一貫教育校」という。)」を設置する。

[付記]

- (1) 神戸小学校及び美和小学校、並びに江山中学校の3校による小中一貫教育校を、現在の美和小学校の位置に校舎一体型として設置する。
- (2) 小中一貫教育校の設置は、十分な準備の上、できるだけすみやかに実施する。

- (3) 施設一体型の小中一貫教育校が設置されるまでの間、神戸小の児童と美和小の児童による積極的な交流学习を実施するなど、教育面での十分な配慮を行う。
- (4) 「コミュニティ・スクール」の指定を行う。
- (5) 「小規模校転入制度」を導入する。
- (6) 教育情報環境の整備を進める。
- (7) 子どもたちが安全に通学できるよう配慮する。
- (8) 地域伝統文化や自然探究など地域ならではの学習に留意すること。振興にも寄与すること。



[説明]

(1) 神戸小学校及び美和小学校、並びに江山中学校の3校による小中一貫教育校の設置について

～経過～

平成28年7月22日

「かんの教育を考える会」より、「近隣小中学校との小中一貫校又は近隣の小学校との統合」を望む旨の要望書が提出され、統合の場合は、吸収統合ではなく新設統合を望むこととされた。

平成29年9月19日

「江山校区の学校のあり方考える会」より、「神戸小学校、美和小学校及び江山中学校の3校による小中一貫校設立」を望む旨の要望書が提出された。

- ・神戸小は、全校児童が20名で複式学級が発生している。少人数のメリットを生かした、きめ細かな指導が行われているが、1学年1名という学年もあり、早急に課題解消を図る必要がある。
- ・江山中学校については、第13期校区審議会の平成29年10月31日付け「中間まとめ」において、「早急に議論が必要な学校区」として、「江山中学校エリア（神戸小、美和小も含む）」の小規模化に伴う懸念を指摘したところである。  
その後も慎重に審議を行い、校区審議会としては、江山中学校の小規模化の課題を克服するために、小中一貫教育を導入し、児童生徒の異学年交流の機会を増やすほか、乗り入れ授業や教科担任制を導入したり、地域の特色を生かした教育課程の編成を行ったりすることが望ましいと考える。  
なお、小中一貫教育導入にあたっては、地域の協力なくしては成立しないことから、「学校と保護者、地域が一体となった検討組織」を立ち上げ、市教育委員会も適切な指導・助言を行い、十分な準備の上で進めることが必要と考える。
- ・小中一貫教育校の形態として、小中一貫型小学校・中学校又は義務教育学校のいずれを設置するかについては、学校と保護者、地域で検討される9年間の小中一貫教育ビジョンやめざす子ども像等を踏まえ、それらを実現するためにふさわしい形態を市教育委員会において決定すべきと考える。

- ・小中一貫教育校の校舎については、築年数や校地面積を考慮し、現美和小学校の校舎とすることが望ましい。
- ・小学校と中学校を一体型の校舎とすることで、子どもの学習面において高い効果が期待できることはもとより、学校運営の面でも、より効率的に一貫教育を行うことができ、教職員の負担軽減にもつながる。

## (2) 小中一貫教育校の適切な設置の時期について

- ・9年間の小中一貫教育ビジョン、めざす子ども像や教育課程の編成等、地域の特色を生かした魅力ある学校づくりについて、「学校と保護者、地域が一体となった検討組織」の主体性のもとに、市教育委員会と地域住民がすみやかに協議を進める必要がある。
- ・施設一体型の小中一貫教育校としてできるだけ早期に開校するため、特別教室等の増築・施設の改修等、必要な整備については、すみやかに行う必要がある。
- ・「学校と保護者、地域が一体となった検討組織」が主体となり、進捗状況等の情報を、保護者や地域住民に向けて随時提供していくことが、地域に根ざした新たな学校づくりには不可欠である。

## (3) 施設一体型の小中一貫教育校設置までの、神戸小・美和小の児童による交流等、教育面での配慮について

- ・神戸小学校は、全校児童数20名であり、特に1年生と2年生が1名、3年生が2名と小規模化が顕著である現状から、一刻も早く神戸小の小規模化の課題に対応する必要があると認識している。  
さらに、地域住民や保護者も早期に美和小との統合を望んだことから、施設一体型の小中一貫教育校設置までの間、神戸小の児童と美和小の児童による積極的な交流学習を実施するなど、教育面での十分な配慮を行うことが必要であると考えます。  
また、小中一貫教育校へのスムーズな移行を行い、教育効果を高めていくために、児童生徒、教職員の相互の交流を開校前から深めていくことが重要である。  
併せて、教職員について、小中一貫教育校開校までに小中一貫教育の理解を深め実践していくための十分な研修や、開校後も長期的に継続した研修を行うなど、十分な配慮が必要である。

#### (4) 「コミュニティ・スクール」の指定について

- ・江山中校区では、学校と保護者、地域の代表により、将来の学校のあり方について検討する「江山校区の学校のあり方を考える会」を立ち上げられた。今後、さらに学校と保護者、地域が力を合わせ、より魅力ある学校づくりを推進する必要があることから、「コミュニティ・スクール」とすることが望ましい。

#### (5) 「小規模校転入制度」の導入について

- ・小規模化のデメリットを解消するため、児童生徒の交友関係の広がりや部活動の選択肢が広がるなどの効果を得ることができる小規模校転入制度を導入する必要がある。導入にあたっては、校区外の児童生徒その保護者が、「転入したい」と感じるような魅力ある学校づくりを行うことが不可欠である。

#### (6) 教育情報環境の整備について

- ・教育情報環境を整備することで、他校の児童生徒とインターネット等を通じて交流でき、視野を広げることができる。

#### (7) 通学面での配慮について

- ・神戸小学校から美和小学校まで約 6.5 km の距離があることから、子どもたちがバス通学しやすい環境を整える必要がある。また、通学路についても安全の確保を図られたい。

#### (8) 地域伝統文化や自然探究など地域ならではの学習について

- ・3地区（神戸、美穂、大和）の伝統文化を教育課程の編成に取り入れるなど、地域づくりと学校教育のあり方について、地域の関係組織、関係者と連携を密にし、協議を進めることが必要である。

【参 考】詳細は第13期校区審議会議事録を参照のこと。

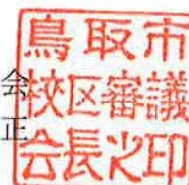
(<http://www.city.tottori.lg.jp/www/genre/000000000000/1440741886657/index.html>)

(写)

平成29年2月3日

鳥取市教育委員会  
教育長 木下 法広 様

鳥取市校区審議会  
会長 本名 俊正



徳尾・古海地内分譲宅地造成工事に伴う開発予定地における通学区域について

鳥取市教育委員会より意見を求められた徳尾・古海地内分譲宅地造成工事に伴う開発予定地の通学区域について、校区審議会は、平成28年12月16日に当該開発予定地の視察を実施し、平成29年2月1日の審議(審議員12名中全員出席)を経て、下記のとおり意見を集約したので報告する。

記

「子どもたちの育ち」、「通学面」、「地域とのつながり」の3つの視点に鑑み、当該開発予定地のうち、現行世紀小学校区となっている部分を、大正小学校区に移すことが望ましいという意見で全会一致した。

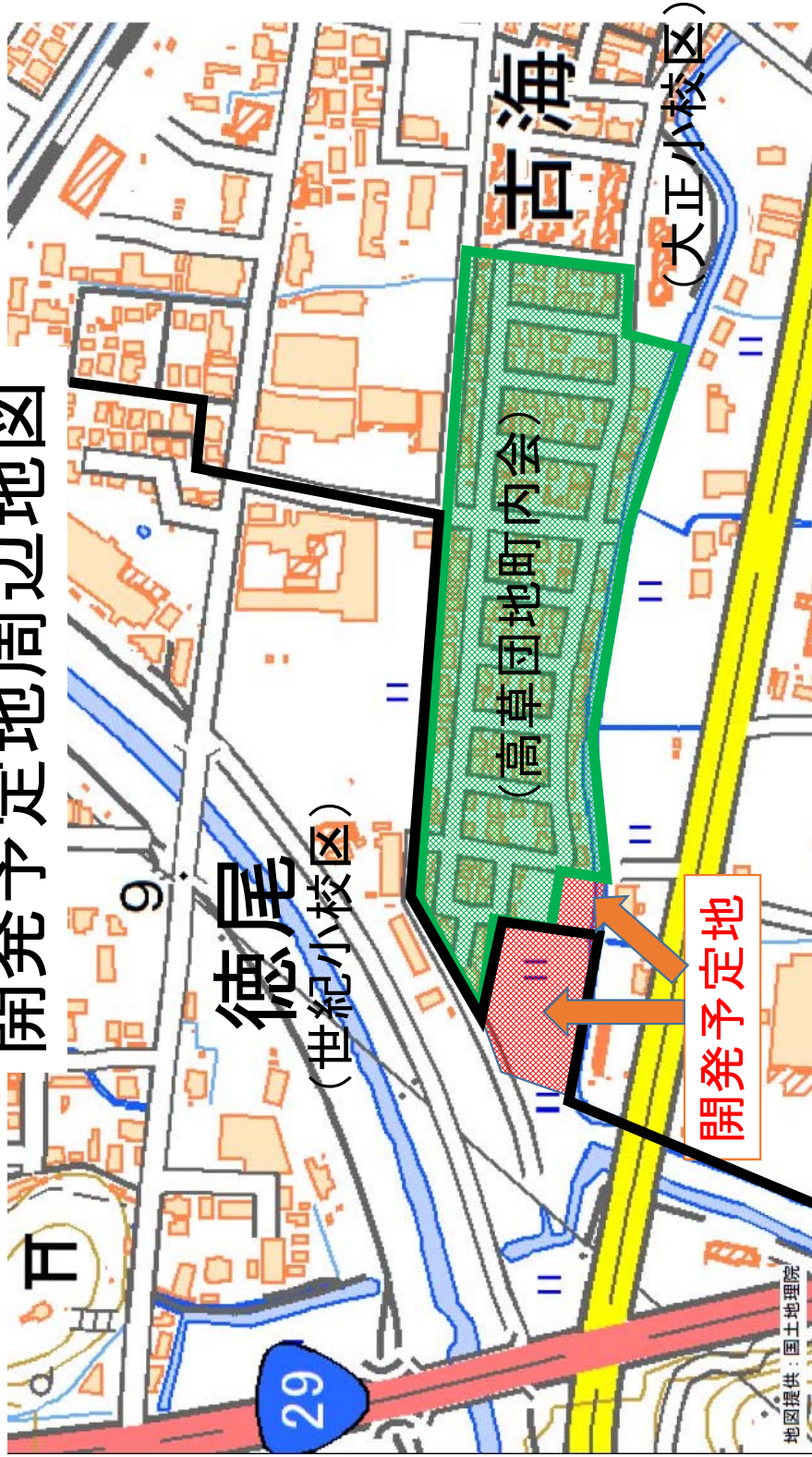
【参考資料】

- 校区審議会による論点整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
- 開発予定地周辺地図・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2

## 校区審議会による論点整理

論点	意見
子どもたちの育ちについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の規則では、該当地域内の子どもたちは別々の小学校に通うこととなり、隣近所の子どもたち同士と一緒に遊ばないなどといったことも出てくる可能性がある。</li> <li>・ 現行の規則どおりとした場合、高草団地町内会の子どもたちは大正小学校に通っており、通学時にそれぞれの子ども同士がすれ違い、歪な状況になる。</li> <li>・ 該当地域内の子どもを同じ環境で育てる方が望ましい。</li> </ul>
子どもたちの通学について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の規則どおりとした場合、世紀小学校に通うには、該当地域の西側は行き止まりとなる見込みなので、迂回しなければならず、距離的に大正小学校よりも遠くなる。</li> <li>・ 該当地域の子どもが世紀小学校に通う場合、交通量の多い古海高住線を横断し、人目につきにくい国道29号線の地下道を通ることになる。また、大正小学校に通う場合にも、交通量の多い片側2車線の主要地方道鳥取鹿野倉吉線を横断することになり、いずれの場合も危険個所がある。</li> </ul>
地域とのつながりにについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の規則どおりとした場合、同一町内会の中に2つの校区が存在することなどが考えられ、地域コミュニティへの影響が懸念される。</li> <li>・ 該当地域は、古海の中でも比較的新しい団地の一角であり、古海のコミュニティに馴染みやすいのではないかと懸念される。</li> <li>・ 該当地域の「徳尾」は、地名がそのようになっているが、飛び地である。</li> <li>・ 子ども会の運営や通学路の交通安全当番などを考えると、大正小学校一本にすることが望ましい。</li> </ul>

# 開發予定地周辺地図



児童数 (H28.5.1)

大正小：149人、世紀小：349人

# 各校区の検討組織の動き

- **福部の教育を考える会**  
⇒H26.6に市に要望書を提出。その後、H26.10に校区審議会の答申を受け、  
幼小中一貫校推進委員会を設置し、開校に向けて学校と地域が一体となっ  
て協議し、H28.4幼小中一貫校開校。
- **鹿野地域の教育を考える会**  
⇒H27.9に市に要望書を提出。その後、H27.11の答申を受け、小中一貫校推進  
委員会を設置し、開校に向けて学校と地域が一体となって協議し、H30.4義務  
教育学校開校
- **明治の教育を考える会**  
⇒H25.6に検討組織を設置。
- **青谷地域の教育を考える会**  
⇒コミュニティ・スクールへの取組。

# 各校区の検討組織の動き

- **かんの教育を考える会**  
⇒H27.5に検討組織を設置し、H28.7に市に要望書を提出。
- **江山校区の学校のあり方を考える会**  
⇒「かんの教育を考える会」の要望書を受け、H28.10に設立。H29.9に市に要望書を提出。その後、H30.5に校区審議会の答申を受け、江山地区義務教育学校設立準備委員会を設置し、開校に向けて学校と地域が一体となって協議を開始。H32.4の義務教育学校開校をめざす。
- **逢坂の教育を考える会**  
⇒H26.11に検討組織を設置し、H29.8に市に要望書を提出。
- **瑞穂小学校の在り方を考える会**  
⇒H29.11に検討組織を設置。
- **宝木小学校区のあり方を考える会**  
⇒H30.7に検討組織を設置。



(写)

平成30年6月26日

鳥取市教育委員会  
教育長 尾 室 高 志 様

鳥取市校区審議会  
会長 本 名 俊 正



第13期鳥取市校区審議会の審議経過のまとめと次期審議会への申し送り事項について（報告）

鳥取市校区審議会（第13期）は、平成28年6月28日に第1回の審議会を開催して以降、諮問事項である「鳥取市全域の市立小・中学校の学校配置及び校区の設定について」（平成28年6月28日付け発教総165号）に関する審議を進めてきた。

今期の審議の基本姿勢は、校区の現状・課題やその対応策等の様々な情報を、地域・保護者・学校に提供し、地域において学校のあり方を考える検討組織づくりを推進し、そこで導き出された方向性を尊重することにある。

こうした基本姿勢を前提に、学校規模、通学距離・時間等の基準や、地域の特性等も考慮しながら、全校区において現状・課題の整理を行い、平成29年10月には、「中間まとめ」を公表することで、広く市民に周知を行ってきたところである。そうした中、早急な議論が必要な学校区を中心に、学校のあり方を考える検討組織等が立ち上がり、意見集約に取り組まれており、次期審議会においても引き続き、地域での議論の状況を踏まえながら慎重に審議を行っていく必要があると考える。

来る6月27日をもって今期の審議会の任期が終了するにあたり、審議の継続性の観点から、これまでの審議経過のまとめと次期審議会へ申し送るべき事項をここに集約し、報告する。

記

## 1 審議経過のまとめ

- (1) 「かんだの教育を考える会」より、近隣の小学校との統合又は近隣小中学校による小中一貫校を望む要望書が提出されたことを受け、考える会の会

長等と意見交換を実施した。

- (2) 要望書の内容を受け、近隣の校区での検討も必要であるとし、神戸・美穂・大和地区による「江山校区の学校のあり方を考える会」が立ち上がったことから、そこでの議論の動向を見据え、集約された内容を踏まえて審議することとした。
- (3) 神戸小学校の現状を把握するために、授業参観及び教職員からのヒアリングを実施するとともに、美和小学校及び江山中学校との位置把握を行った。
- (4) 中長期的な検討も含め慎重に審議を行い、神戸小学校及び美和小学校、並びに江山中学校の3校による「小中一貫型小学校・中学校又は義務教育学校」を設置する旨の答申を行った。
- (5) 徳尾・古海地内分譲宅地造成工事に伴う開発行為事前協議申請が市に提出されたが、当該区域は、小学校区については大正小学校と世紀小学校の2つの校区に分かれていることから、市教育委員会より当該区域の校区のあり方について意見を求められた。
- (6) 審議会は、当該区域の視察を実施し、「子どもたちの育ち」、「通学面」、「地域とのつながり」の3つの視点に鑑み、慎重に審議を行い、当該区域のうち、現行世紀小学校区となっている部分を、大正小学校区に移すことが望ましいという意見で全会一致し、市教育委員会に報告した。
- (7) 第12期において、城北小学校の児童が八千代橋を渡ることに危険性があるとし、中間答申された「千代川以西エリア」について、その現状を把握するために、隣接校区の大正小学校・世紀小学校・高草中学校の位置や、八千代橋をはじめ通学路等の現地確認を行った。
- (8) また、城北小学校の児童数が増加していることから、城北小学校の校舎内見学や、施設・教育活動等に関するヒアリングを教職員に行った。
- (9) 「逢坂の教育を考える会」より、気高町内の小学校の新設統合を望む要望書が提出されたことを受け、逢坂小学校の現状を把握するために、授業参観及び考える会会長や教職員からのヒアリングを実施するとともに、気高中学校区の小・中学校及び隣接校区の鹿野学園の位置確認を行った。
- (10) 気高町内の他の小学校区においても、検討組織づくりを推進することを確認した。

## 2 次期審議会への申し送り事項

### (1) 基本方針について

○将来を担う子どもたちにとって、どのような校区編成が良いのか、全市的かつ中長期的な視点で適切な校区設定を行うことが必要である。

○基本的に、審議会としては、地域で今後の学校のあり方を検討していく組織づくりを期待し支援するとともに、そこでの議論の結果を踏まえて再編のあり方を判断すべきものと思料する。しかしながら、「児童生徒の通学面での負担がある」、「児童数増加に伴う教室不足が懸念される」などの喫緊の課題を解決する必要がある場合や、「地域住民の総意をまとめることが難しい」といったエリアについては、審議会として、対象校区住民全体の意向を把握しながら、審議を進めていくことも一つの方法であると考えている。

### (2) 千代川以西エリアについて

○千代川以西エリアの審議に際し、八千代橋を渡ることの安全性の課題及び地域住民の小・中学校区への思い、並びに城北小学校の児童数増加に伴う教室不足の課題等、総合的に考慮する必要がある。

○審議と併せて、現在の児童生徒の保護者、将来子どもを学校に通わせることになる未就学児の保護者をはじめ、地域の意向を把握することが重要である。

○千代川以西エリアは、広範囲で歴史的な背景もあり、アンケート調査等の方法を用い、地域全体の意向が把握できるよう工夫する必要がある。

### (3) 気高中学校エリアについて

○気高中学校エリアについては、「逢坂の教育を考える会」より、気高町内の小学校の新設統合を望む要望書が提出されたことから、課題解決に向けた審議を急がれたい。

○また先般、「瑞穂の教育を考える会」が立ち上がるなど、気高町内で学校づくりについての機運が高まりつつある中、他の小学校区においても、将来を見据えた学校のあり方を考える検討組織づくりを推進するとともに、立ち上げを支援することが重要である。

○気高町内の小学校区で議論が活発になるのに併せて、中学校も含め、気高町全体の将来の子どもたちの教育を見据えた議論が一層深まるような工夫

が必要である。

(4) その他エリアについて

○中心市街地エリア、河原中学校エリア、小規模小学校については、検討組織の立ち上げを支援するとともに、既に地域での検討が組織されている校区については検討状況等の把握に努め、地域と連携を深めながら学校のあり方を検討されたい。

※ なお、審議に際しては、別添「第13期鳥取市校区審議会中間まとめ一覧表（平成30年6月26日改定版）」を参照のこと。

《一覧表》 議論が必要な学校区に関する検討課題整理（平成30年6月26日改定版）

◇議論が必要な学校区

エリア	懸念される項目	基準	検討課題	選択肢の一例
① 全中学校エリア	めざす子ども像 「ふるさとを思い 志をもつ子」の実現	—	・魅力ある学校づくり、地域とともにある学校づくりを推進するにはどうすればいいか。	・検討組織の立ち上げ ・コミュニティ・スクールの推進 《※1》 ・中学校区における小中連携・小中一貫教育の促進 等

◇早急な議論が必要な学校区

エリア	懸念される項目	基準	検討課題	選択肢の一例
② 千代川以西エリア (城北小、大正小、世紀小)	通学上の安全面 適正配置に関する項目 大規模化に伴う教育効果	I-2 III-1 III-2 III-3	・現在の学校より近くに別の学校があること、通学路に危険(交通量の多い道路、橋)があるため、学校生活に支障をきたしている点をどのように解消するのか。 ・教室数の不足など施設面の課題をどのように解消するのか。	・小小連携の強化(集合授業) ・通学区域制の弾力的運用 《※2》 ・学校選択可能な調整区域の設定 《※3》 ・中学校選択制 ・検討組織の立ち上げ ・通学区域の再編成 等
③ 気高中学校エリア (宝木小、瑞穂小、逢坂小、浜村小も含む)	小規模化に伴う教育効果	I-1	・気高中学校区として小規模化に伴って懸念される教育効果の課題をどのように解決するのか。	・検討組織の立ち上げ ・小規模校転入制度の導入 ・小中一貫校(義務教育学校 《※4》)の設置 ・西部地域の小小連携(集合授業)の促進 ・教育情報環境の整備 ・ふるさと教育カリキュラムの導入 ・学校の統廃合 等
④ 中心市街地エリア (久松小、醇風小、遷喬小、日進小、富桑小、 明德小、美保小)	適正配置に関する項目 小規模化に伴う教育効果	I-1 III-1 III-4 III-5	・中心市街地の空洞化が指摘されている中、狭い範囲に学校があることと、小規模化に伴う教育効果の課題をどのように解決するのか。	・小小連携(集合授業)の強化 ・通学区域制の弾力的運用 《※2》 ・学校選択可能な調整区域の設定 《※3》 ・複数校区での管理運営部門の統合(キャンパス方式) ・学校の統廃合 ・検討組織の立ち上げ ・通学区域の再編成 等
⑤ 河原中学校エリア (西郷小、散岐小・河原第一小も含む)	小規模化に伴う教育効果	I-1	・河原中学校区として小規模化に伴って懸念される教育効果の課題をどのように解決するのか。	・検討組織の立ち上げ ・小規模校転入制度の導入 ・小中一貫校(義務教育学校 《※4》)の設置 ・小小連携(集合授業)の促進 ・教育情報環境の整備 ・ふるさと教育カリキュラムの導入 ・学校の統廃合 等
⑥ 小規模小学校 (東郷小、明治小、佐治小)	小規模化に伴う教育効果	I-1	・各小学校区として小規模化に伴って懸念される教育効果の課題をどのように解決するのか。	・検討組織の立ち上げ ・魅力ある学校づくり(教育課程特例校制度等)への取り組み ・学校間交流学習等の強化 ・小規模校転入制度の効果的な運用と制度の充実 ・学校の統廃合 等

◇基準についての分類

I 学校・学級規模に関する項目	5学級以下 (将来予測も含む)	I-1	小規模化により教育上の課題がある場合
	25学級以上 (将来予測も含む)	I-2	大規模化により教育上の課題がある場合 ※教室数の不足など施設面の課題も含む
II 通学に関する項目		II-1	通学距離・時間が長い
		II-2	通学手段の検討を要する
III 適正配置に関する項目		III-1	現在の学校より近くに別の学校があり、保護者などから要望や苦情がある
		III-2	通学路に危険がある(交通量の多い道路、橋、踏切等)
		III-3	校区と自治会が整合しない地域
		III-4	中心市街地の狭い範囲に学校がある
		III-5	その他地区から要望がある

◎語句の説明

※1 コミュニティ・スクール

学校・保護者・地域住民等で構成される「学校運営協議会」を設け、学校運営の基本方針を承認したり、学校運営に関する意見を述べたりすることができる「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の6）」に基づいた取組です。

※2 通学区域制の弾力的運用

指定校より近隣に学校がある、通学路に危険があるなどの個別の事情により、指定校（通学区域制度により教育委員会が指定する学校）の変更の申出をすることができる制度です（学校を自由に選択できる制度ではありません）。

※3 学校選択可能な調整区域の設定

近隣に学校がある、通学路に危険がある、地域コミュニティとの関係性等の状況を考慮して、指定されたエリアに居住する児童生徒に限り、指定校以外の近隣学校（受入校）を選択できる制度です。

※4 義務教育学校

これまでの小学校・中学校に加え、小学校課程から中学校課程までの義務教育を一貫して行う学校で、学校教育法の改正により、平成28年度より新設されました。一人の校長、一つの教職員組織のもとで運営され、指導内容の移行や小中一貫教育教科の設定、学年段階の区切りの柔軟な設定等、特色ある教育課程の編成を行うことができます。